

情報開示

社会福祉法人 弘友会は、法人と施設の運営に関する情報を公開しています。
平成31年4月1日現在

○法人概要

法人名	社会福祉法人 弘友会																								
所在地	青森県弘前市大字向外瀬字豊田 320 番 1 TEL0172-34-3434 FAX0172-34-3715																								
設立年月日	2000年8月10日																								
従業員数	59名																								
役員名簿	<table border="0"> <tr> <td>理事長</td> <td>評議員</td> </tr> <tr> <td>小田桐 清衛門</td> <td>中田 祐介</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>高木 兼平</td> </tr> <tr> <td>小田桐 春美</td> <td>竹歳 彰</td> </tr> <tr> <td>佐藤 月雄</td> <td>工藤 誠</td> </tr> <tr> <td>鎌田 成紀</td> <td>北山 吉夫</td> </tr> <tr> <td>比内 理佑</td> <td>高杉 健</td> </tr> <tr> <td>木村 健一</td> <td>後藤 仁</td> </tr> <tr> <td>監事</td> <td>評議員選任・解任委員会委員</td> </tr> <tr> <td>坂田 啓一</td> <td>坂田 啓一</td> </tr> <tr> <td>石田 清治</td> <td>唐牛 満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>廣田 優子</td> </tr> </table>	理事長	評議員	小田桐 清衛門	中田 祐介	理事	高木 兼平	小田桐 春美	竹歳 彰	佐藤 月雄	工藤 誠	鎌田 成紀	北山 吉夫	比内 理佑	高杉 健	木村 健一	後藤 仁	監事	評議員選任・解任委員会委員	坂田 啓一	坂田 啓一	石田 清治	唐牛 満		廣田 優子
理事長	評議員																								
小田桐 清衛門	中田 祐介																								
理事	高木 兼平																								
小田桐 春美	竹歳 彰																								
佐藤 月雄	工藤 誠																								
鎌田 成紀	北山 吉夫																								
比内 理佑	高杉 健																								
木村 健一	後藤 仁																								
監事	評議員選任・解任委員会委員																								
坂田 啓一	坂田 啓一																								
石田 清治	唐牛 満																								
	廣田 優子																								
事業内容	軽費老人ホーム、通所介護事業所、居宅介護支援事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、訪問介護事業所、有料老人ホーム等の設置経営をしています。																								

○法人沿革

2000年 8月10日	社会福祉法人弘友会設立
2001年 4月10日	軽費老人ホーム（定員30名）、通所介護事業所開設
2002年 3月 1日	居宅介護支援事業所開設
2002年 4月10日	軽費老人ホームが特定施設の認定を受け介護保険適用施設となる
2004年 9月10日	認知症対応型共同生活介護事業所開設（定員6名）
2008年10月 1日	訪問介護事業所開設
2009年 9月 1日	有料老人ホーム開設（定員21名）
2012年 7月 1日	有料老人ホーム増設（定員39名）
2013年 8月 1日	有料老人ホーム増設（定員43名）

○法人財務状況

財産目録
(平成31年3月31日現在)

(単位：円)

資産・負債の内訳	金額
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金	169,226
普通預金	27,144,900
事業未収金	34,758,410
未収補助金	980,485
立替金	6,480
流動資産合計	63,059,501
2. 固定資産	
(1) 基本財産	
建物	581,068,109
土地	49,263,500
減価償却累計額 △	△232,680,266
基本財産合計	397,651,343
(2) その他の固定資産	
建物	51,946,942
建物付属設備	44,516,945
構築物	30,913,720
機械及び装置	10,134,550
車両運搬具	19,649,385
器具及び備品	31,389,314
減価償却累計額 △	△125,680,133
権利	220,015
その他の固定資産合計	63,163,224
固定資産合計	460,814,567
資産合計	523,874,068
II 負債の部	
1. 流動負債	
事業未払金	18,215,378
1年以内返済予定設備資金借入金	14,744,829
1年以内返済予定長期運営資金借入金	5,256,000
預り金	3,330,737
賞与引当金	5,306,000
流動負債合計	52,867,976
2. 固定負債	
設備資金借入金	62,981,658
長期運営資金借入金	5,392,000
退職給付引当金	10,333,770

固定負債合計	78,707,428
負債合計	131,575,404
差引純資産	392,298,664

貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
流動資産	63,059,501	流動負債	52,867,976
固定資産	460,814,567	固定負債	78,707,428
基本財産	397,651,343	負債の部合計	131,575,404
その他の固定資産	63,163,224	純資産の部	
		基本金	26,109,000
		国庫補助金等特別積立金	123,666,258
		次期繰越活動収支差額	242,523,406
		純資産の部合計	392,298,664
資産の部合計	523,874,068	負債及び純資産の部合計	523,874,068

事業活動計算書

自平成30年4月1日 至平成31年3月31日

サービス活動増減の部	サービス活動収益	281,032,655
	サービス活動費用	288,122,241
	サービス活動増減差額	△7,089,586
サービス活動外増減の部	サービス活動外収益	1,584,780
	サービス活動外費用	1,357,816
	サービス活動外増減差額	226,964
特別増減の部	特別収益	8,555,822
	特別費用	10,860,273
	特別増減差額	△2,304,451
当期活動増減差額		△9,167,073
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額	251,690,479
	当期末繰越活動増減差額	242,523,406
	その他の積立金取崩額	0
	その他の積立金積立額	0
	次期繰越活動増減差額	242,523,406

資金収支計算書

自平成30年4月1日 至平成31年3月31日

事業活動による収支	事業活動収入	277,197,977
	事業活動支出	254,259,389
	経常活動資金収支差額	22,938,588
施設整備等による収支	施設整備等収入	0
	施設整備等支出	22,929,720
	施設整備等資金収支差額	△22,929,720
その他の活動による収支	財務活動収入	3,034,821
	財務活動支出	7,386,000
	財務活動資金収支差額	△4,351,179
当期資金収支差額		△4,342,311
前期末支払資金残高		45,840,665
当期末支払資金残高		41,498,354

監査報告書

平成31年4月24日

社会福祉法人 弘友会

理事長 小田桐清衛門 殿

社会福祉法人 弘友会

監事 坂田 啓一

監事 石田 清治

私たち監事は、社会福祉法人「弘友会」の平成29年会計年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）における業務及び財産状況等の監査を行いましたので、以下のとおり報告いたします。

実施日時 平成31年4月24日 午後1時30分～午後3時
実施場所 ケアハウス「サン・フラワー」内会議室
立会者名 小田桐 春美、 廣田 優子

監査方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、業務執行理事等から職務の執行状況について報告を受け、重要な決算書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査しました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

監査結果

1. 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
各施設・事業所の運営状況につきましては、事業計画に基づき、順調に実施されております。訪問介護事業所の事業収入は減少しておりますが、入居施設のケアハウス及びグループホームの稼働率は安定しており、デイサービスも堅実に運営されております。また、居宅介護支援事業も運営理念に基づき、適切に運営されております。
2. 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、計算書類の記載と合致しているものと認めます。また、税理士事務所による外部監査も行われており、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況の重要な点については適正であると認めます。
3. 理事の業務執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。